

議案第48号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和6年7月1日付けで事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日

西脇市長 片山象三

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第 197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。